

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会
施設所管課	民生部 高齢障がい福祉課

1. 施設名

施設名	大崎市古川保健福祉プラザ老人福祉センター	施設の住所	大崎市古川三日町二丁目5番1号
		電話番号	0229-23-4857

2. 施設の概要

設置年月日	平成10年3月20日	設置条例等	大崎市古川保健福祉プラザ条例 大崎市古川保健福祉プラザ老人福祉センター管理規則
設置目的	老人福祉法の規定に基づき、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。		
施設の内容	老人福祉法に規定する老人福祉センター(A型)		
利用料金	別紙のとおり		
閉館日、開館時間	月曜日から土曜日(国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く)午前9時30分から午後4時30分まで		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 18 年度～平成 22 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
平成 23 年度～平成 27 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
平成 28 年度～令和 2 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
令和 3 年度～令和 7 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3 年 4 月 1 日	～	令和 8 年 3 月 31 日	(5 年 0 ヶ月)
選定方法	2	1.公募 (応募者数: 団体)	2.非公募	

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
17,858 千円	17,858 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): 1. 生活相談及び健康相談に関する業務 2. 生業及び就労の指導に関する業務 3. 機能回復訓練に関する業務 4. 教養講座に関する業務 5. 老人クラブに対する援助に関する業務 6. ボランティアの育成及び円滑な活動のためのコーディネートに関する業務 7. その他、老人福祉センターの設置目的に達するために市長が必要と認める業務
--

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	823	1,162	1,152	1,107	695	763	1,077	1,128	869	1,037	924	1,128	11,865
令和 7 年度	992	1,020	1,113	1,034	747	942	930	913	889	901	916	956	11,353

主な増減要因	令和5年5月より新型コロナウイルスの感染症が5類感染症に移行したことにより、令和6年度の利用者数は令和5年度より増加となっていた。しかし、教養講座に関しては新規会員の加入はあるが、前年度までの会員数に到達しない状況が継続している為、全体の利用者数が伸び悩んでいる。教養講座においては講座間でのばらつきもある為、大崎市と今後の運営方法について協議し令和8年度に新事業として実施することとなった。												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	1.9	1.9	2.0	2.0	1.9	2.8	2.0	0	0.9	0	0	1.6	17
令和 7 年度	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	2.3	1.7	1.6	1.6	0	0	16.8

主な増減要因	大崎市民健診により使用できない期間が発生する為、教養講座日程の調整等が発生し、要望や問い合わせはあるものの、貸館が利用制限せざるを得ない状況となっている。 入浴施設については、引き続き休止としている為、実績は無しとなった。												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

令和8年3月末にて大崎市保健福祉プラザ老人福祉センター指定管理事業が期間満了での終了となることで、年間を通じてその継続を望む声が多方面から多く寄せられた為、老人福祉センターの必要性を十分に感じ、移行に向けた1年となった。老人福祉センターでの事業を利用されていた利用者が、事業終了により不利益となることの無いように新しい事業やサービス等へ移行できるよう関係機関と連携・協力をして情報提供や丁寧な説明を重ね利用される方々に理解をいただいている。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

1. 利用者の声

施設内の照明が暗く不便とお声をいただいている。また、施設の経年劣化による雨天時の漏水があり足元が濡れ、高齢者の転倒に繋がりがねない事案も発生頻度が増している。

入浴は引き続き中止となり、一部、「いつ再開するのか」との声はあったが、機械設備故障の為、再開の目途が立たないことを丁寧に説明することで、理解が図られている。

2. ご要望や改善へのご意見とその回答

施設設備について要望等のお声をいただいております。事故が発生しないよう注意喚起と丁寧な説明は行っているものの、改善の為修繕の検討が必要と思われる。大崎市と協議を行い状況の改善向けられるようご理解いただきたい。

(5)施設の管理運営における課題

施設開所から20年以上が経過し、電器機器類、水回り関係等の故障や不具合が多く発生するようになっている。併せて、雨天時の施設内への雨漏りの頻度も増しており継続的な事業運営の為にも修繕が必要であり、金銭的な面からも修繕が不可という場合は、部屋等が使用できないという状況や代替え場所の対応も考えなければいけない。

例)トイレ、一体型で総替えが必要な照明類、教養娯楽室のブラインドの損傷、空調設備

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	◎	◎
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	◎	◎
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	◎	◎
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	◎	◎

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	◎	◎
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	◎	◎
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	◎	◎

評価	評価の考え方
◎ (優 良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良 好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

令和7年度の管理運営については、協定書及び仕様書に基づき、適切かつ良好に実施された。職員は施設の設置目的を十分理解し、責任を持って施設運営に従事している。

来館者対応においては、利用者が安心かつ安全して施設を利用できる体制が整備されている。

施設利用者に対しては、日頃から積極的にコミュニケーションを図ることで、要望の把握と的確な対応に努めている。

施設管理については、建物の老朽化に伴う不具合が出る機会が多くなってきているが、施設・設備の点検を確実に実施することで、修繕箇所の早期発見、早期修繕につながっており、修繕費の削減に寄与している。

総合的に、当指定管理者は利用者本位の施設運営を実践しており、利用者の心身の健康保持及び生活の安定に大きく貢献していると評価できる。

指定管理期間の終了に伴い、一部の事業については引き続き委託契約というかたちで継続することとなるが、これまで培われたノウハウや実績が今後も活かされることを期待します。本施設の運営における長年にわたる多大なるご尽力に対し、心より感謝いたします。